

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めたくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。)における同項に規定する数量を次のとおり変更した。

一 くろまぐろ(小型魚)

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

103.8トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(4月から6月まで)	6.7トン
千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(7月から9月まで)	0.0トン
千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(10月から12月まで)	13.6トン
千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(1月から3月まで)	0.8トン
千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(4月から6月まで)	0.0トン
千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(7月から9月まで)	0.0トン
千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(10月から12月まで)	26.1トン
千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(1月から3月まで)	12.5トン
千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(4月から6月まで)	0.2トン
千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(7月から9月まで)	0.0トン
千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(10月から12月まで)	11.7トン
千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(1月から3月まで)	7.4トン

千葉県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	22.8トン
-------------------	--------

二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

87.4トン

2 知事管理区分に配分する数量

知 事 管 理 区 分	配分する数量
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）	8.6トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）	0.0トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	43.2トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）	24.8トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	6.8トン